

別表3 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

① 判定料金 (当初)

① - 1 【建築物エネルギー消費性能確保計画の提出と建築確認申請を同時に行う場合】

【併願申請】

■モデル建物法

円 (消費税込)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	81,400	41,800	29,700
300 ~ 500㎡未満	84,700	44,000	31,900
500 ~ 1,000㎡未満	93,500	49,500	36,300
1,000 ~ 2,000㎡未満	119,900	67,100	52,800
2,000 ~ 4,000㎡未満	167,200	101,200	83,600
4,000 ~ 6,000㎡未満	209,000	130,900	110,000
6,000 ~ 8,000㎡未満	240,900	152,900	130,900
8,000 ~ 10,000㎡未満	265,100	171,600	147,400

■標準入力法 (主要室入力法を含む)

円 (消費税込)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	187,000	94,600	66,000
300 ~ 500㎡未満	192,500	97,900	69,300
500 ~ 1,000㎡未満	207,900	106,700	75,900
1,000 ~ 2,000㎡未満	247,500	132,000	97,900
2,000 ~ 4,000㎡未満	321,200	178,200	137,500
4,000 ~ 6,000㎡未満	388,300	220,000	172,700
6,000 ~ 8,000㎡未満	433,400	249,700	199,100
8,000 ~ 10,000㎡未満	470,800	273,900	220,000

① - 2 【建築物エネルギー消費性能確保計画のみを提出する場合】

【 単 願 申 請 】

■モデル建物法

円 (消費税込)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	90,200	46,200	33,000
300 ~ 500㎡未満	94,600	48,400	35,200
500 ~ 1,000㎡未満	103,400	55,000	40,700
1,000 ~ 2,000㎡未満	133,100	74,800	59,400
2,000 ~ 4,000㎡未満	185,900	112,200	93,500
4,000 ~ 6,000㎡未満	233,200	145,200	122,100
6,000 ~ 8,000㎡未満	267,300	170,500	145,200
8,000 ~ 10,000㎡未満	294,800	190,300	163,900

■標準入力法 (主要室入力法を含む)

円 (消費税込)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	206,800	104,500	73,700
300 ~ 500㎡未満	214,500	108,900	77,000
500 ~ 1,000㎡未満	231,000	118,800	84,700
1,000 ~ 2,000㎡未満	275,000	146,300	108,900
2,000 ~ 4,000㎡未満	356,400	198,000	152,900
4,000 ~ 6,000㎡未満	431,200	244,200	191,400
6,000 ~ 8,000㎡未満	481,800	277,200	221,100
8,000 ~ 10,000㎡未満	522,500	303,600	244,200

② 軽微変更該当証明料金

■モデル建物法

円 (消費税込)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	45,100	23,100	16,500
300 ~ 500㎡未満	47,300	24,200	17,600
500 ~ 1,000㎡未満	51,700	27,500	20,900
1,000 ~ 2,000㎡未満	67,100	37,400	29,700
2,000 ~ 4,000㎡未満	93,500	56,100	47,300
4,000 ~ 6,000㎡未満	116,600	72,600	61,600
6,000 ~ 8,000㎡未満	134,200	85,800	72,600
8,000 ~ 10,000㎡未満	147,400	95,700	82,500

■標準入力法 (主要室入力法を含む)

円 (消費税込)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	103,400	52,800	37,400
300 ~ 500㎡未満	107,800	55,000	38,500
500 ~ 1,000㎡未満	115,500	59,400	42,900
1,000 ~ 2,000㎡未満	137,500	73,700	55,000
2,000 ~ 4,000㎡未満	178,200	99,000	77,000
4,000 ~ 6,000㎡未満	215,600	122,100	95,700
6,000 ~ 8,000㎡未満	240,900	138,600	110,000
8,000 ~ 10,000㎡未満	261,800	152,900	122,100

《注意事項》

- ① 用途分類のA種、B種、C種の適用については、別表4による。
- ② 適合性判定対象建築物が複数棟ある場合には、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ③ 建築物のすべてが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室が存在しない場合は、上表によらず一律22,000円（消費税込）を徴収する。
- ④ 一の棟に用途分類の異なる用途が混在する場合は、用途分類ごとの当該延べ面積で料金を試算し、その料金の最も高い用途分類を適用して建築物全体の延べ面積により料金を算定する。  
なお、試算した料金が同額の場合にはA種を優先とし、B種とC種の場合はB種を適用する。
- ⑤ 住宅部分と非住宅部分の用途を有する複合建築物の場合は、非住宅部分の延べ面積により料金を算定する。なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合には、行政庁への関係図書の送付事務手数料として2,200円（消費税込）×送付対象棟数を別途徴収する。
- ⑥ 計画変更の料金は、当初適用された料金の110分の60（百円以下切り捨て）×1.1とする。ただし、次の場合は上表の料金（当初）とする。
  - ・建築基準法上の用途を変更する場合
  - ・モデル建物法を用いる場合のモデル建物を変更する場合
  - ・評価方法の変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法）等、計算方法を変更する場合
  - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑦ 計画変更の必要のない軽微な変更のうち、ルートCの軽微変更該当証明書の交付を受ける場合は、用途・延べ面積により上表の②軽微変更該当証明料金とする。
- ⑧ 増改築工事の場合は、既存部分を含めた延べ面積により料金を算定する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合には、増改築部分（非住宅部分）の用途・床面積により料金を算定する。
- ⑨ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積もりとする。

別表4 用途分類

■建築確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	用途区分コード	適合性判定の対象となる用途（建築確認申請書第四面）
A種	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（前2項及び保育所その他これに類するものを除く。） （入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
08590	ダンスホール	
08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
B種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校

B種	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
08570	料理店	

B種	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）
C種	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他